

令和6年度山口市特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に係る 未受診者受診勧奨業務委託仕様書

1 目的

山口市（以下「委託者」という。）の令和5年度の特定健康診査（以下「特定健診」という。）受診率は39.0%（暫定）と低値である。また、後期高齢者医療健康診査（以下「後期健診」という。）においても、令和5年度の受診率は15.2%（暫定）であり、特定健診、後期健診ともに県内でも低い受診率である。

今回の業務は、令和6年度の特定健診受診率及び後期健診受診率を、対前年度比でそれぞれ3.0ポイント、5.0ポイント向上させ、健康山県21（第3次山口市健康増進計画）等の目標値に近づけるための受診勧奨方法を提案することを目的とする。

そのために、委託者のレセプトデータ及び健診データ等を活用し、健診未受診者への個別具体的な受診勧奨を、効率的・効果的に実施することにより、健診受診率の向上を図り市民の健康増進に努め、成人から高齢者まで市民自らが健康管理に取り組めるようにすること、山口市における健診受診に関する課題や対策などを分析し、その改善に資することとする。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 委託者が行う業務

- (1) 委託者は委託業務に使用するため、データ等（仕様書別紙「委託者が受託者に提供するデータ等」）を受託者に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、委託者から受託者へL G W A Nを通じて提供するものとする。
- (3) (2)の運用ができない場合には、受託者が指定するセキュリティの担保されたファイル共有サービス又は追跡可能な配送サービス付きの手段（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）の利用により委託者受託者間でデータの授受を行う。

4 受託者が行う業務

(1) 特定健診及び後期健診未受診者受診勧奨の実施

データ分析を基に以下のように効率的かつ効果的な未受診者受診勧奨を実施する。

① 対象者

特定健診・後期健診の全対象者のうち、分析によって勧奨効果が高いと思われる対象者

② 対象人数

10,000人想定（特定健診：5,000人 後期健診：5,000人想定）

③ 実施時期及び回数

健診実施期間（令和6年6月～10月）の間に1回程度実施

④ 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、ソーシャル・マーケティング手法等を活用する。なお、通知物は3種類以上とする。

⑤ 通知物の印刷

圧着形式のハガキ等で通知することとするので、通知物の印刷は受託者が実施する。なお、送付対象者の郵便番号、住所及び氏名は、委託者が印刷する。

⑥ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、受託者は委託者に事前に校正の確認を行う。受託者は、委託者の要望による修正を実施するが、その回数は3回を上限とする。

⑦ 勸奨対象者の最終決定

委託者は、受託者から提供される受診勸奨予定者等のデータから除外対象者を省き、最終的な勸奨対象者を決定する。

⑧ 勸奨通知の発送及びサンプル納品

通知物のサンプルに関して受託者は通知物発送後、委託者に対し発送者リスト及び各10部のサンプル納品を行う。

(2) 勸奨結果の分析・報告業務

委託者は、特定健診、後期健診履歴・結果・質問票等のデータ一式を受託者に提出し、受託者はそのデータを分析・検証し、報告する。

① 令和6年度勸奨対象者の受診率又は利用率の予測値（確率）、勸奨優先順位、グループ分けをした分析結果の3点をまとめ、事業実施内容と合わせて報告書を作成し、委託者に報告する。また、受託者は勸奨業務実施による受診率又は利用率の変化等（全体の受診率又は利用率・過去経験者の受診率又は利用率・過去未経験者の受診率又は利用率を年間及び月別に集計）について報告書を作成し、委託者に報告する。

② 前記の効果検証や同規模自治体比較等を基に、令和7年度以降に実施すべき勸奨業務の有効な施策について、委託者に提案を行う。

(3) 特定健診・後期健診受診勸奨業務以外の保健事業（以下「その他の保健事業」という。）

に有用なデータの分析・提供業務

受託者は委託者が提供したデータを、その他の保健事業に活用できるように分析し、事業に関する有用な施策について、委託者に提案を行う。

(4) 成果物

① 健診受診勸奨候補者リスト（Excel 様式）

② 報告書等を格納した電子データ

5 個人情報の保護・セキュリティ体制など

受託者は、この仕様書による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、契約書に記載する別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、次の体制を整備しなければならない。

(1) 予め登録している者以外が個人情報を取り扱うことができないよう、IDカードや生体認証などで制限を行うこと。

(2) 業務に使用するデータは、アクセス権限が管理されたサーバーに保管すること。

(3) 業務に使用するデータを外部記録媒体に保存する必要がある場合は、当該外部記録媒体は施錠された金庫等で管理することとし、保存する必要がなくなった場合は、速やかにデータを消去すること。

6 履行計画

受託者は、次のことについて委託者に届け出て、その承認を得なければならない。委託業務の内容が変更された場合又は日程若しくは履行方法を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 作業工程及び個人情報に係る管理体制について

(2) 各種工程における検品体制について

(3) 全体のスケジュール

7 支払方法

委託料の支払方法については、一括後払いとする。

8 特記事項

- (1) 委託者は、受託者の委託業務の履行状況を適宜調査・確認し、報告を求めることができるものとし、かつ、必要に応じて改善を求めることができるものとする。
- (2) 受託者が上記委託業務の他、禁止事項に反した場合、委託者は当該契約を解除できる。
- (3) 受託者が当該委託業務を遂行するに当たり、故意又は重大な過失により、委託者に被害を与えた場合、委託者は相応の損害賠償を請求することができる。
- (4) 受託者の受託業務の再委託を禁止する。ただし、委託者が事前に承認した場合はこの限りでない。
- (5) 受託者は管理者、連絡体制を提示すること。
- (6) 受託者は、委託者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- (7) 照会、点検結果報告書などについて、データの複写及び複製を行わないこと。
- (8) 当該仕様書に定めのない事項や本仕様書に疑義が生じた場合については、委託者と受託者が協議の上、その都度決定する。

9 納品期限等

健診受診勧奨者候補者リスト：令和6年10月まで

報告書：令和7年2月28日（金）まで

- (1) 本業務の契約締結後、成果品納入までの作業スケジュールを速やかに提出すること。
- (2) 成果物納入後に実施する対象者・対象除外者の確認等の検査において、成果物に補正が必要な場合は、遅滞なく当該補正を行うこと。